

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画※）【139】
2. 日時：令和2年4月1日 10時00分～12時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、片桐主任安全審査官※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 課長 他6名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書、放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書等について、令和元年12月13日、12月20日、3月23日、3月31日及びの提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書及び補足説明資料】

- 使用済燃料貯蔵プール監視カメラの設置場所については、監視カメラから監視できない範囲の影響等を踏まえて、妥当性を説明すること。
- 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）のヒータON/OFF概要図は、プールの通常水位、プール水位低及びプール温度高の設定値との関係を説明すること。

【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書及び補足説明】

- 5号機緊急時対策所の陽圧化開始の判断については、可搬型モニタリングポストの指示値急上昇としており、また、陽圧化停止の判断として、可搬型モニタリングポスト等の指示値安定としているが、現場で判断できるように具体的に説明すること。

※ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行（令和2年4月1日）に伴う変更。

- フィルタ装置出口放射線モニタ及び耐圧強化ベント系放射線モニタの計測範囲の考え方にある最大線量当量率について、出典元を明示するとともに、2つの計器の最大線量当量率の差異の理由について説明すること。
- 格納容器内放射線モニタ（D/W）、（S/C）等の電源の説明については、参照している電源構成概略図との整合を踏まえて説明すること。

（3）東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：

なし